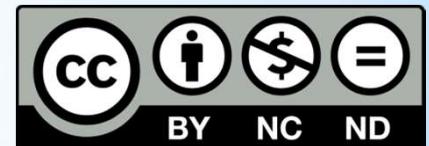


二次創作における 「意思表示システム」の提唱



Ken Akamatsu (2013/03/27)

■ CCライセンスのマークとは？

(CCJP公式サイト「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは」より転載)



- これらのマークを組み合わせ、作品のどこかに表示しておくことによって、作者が自ら **「この条件を守れば、私の作品を自由に使って良いですよ」** という意思表示ができる。
- しかし、CCの基本はデッドコピーであり、日本の二次創作同人誌向けとは言えない。殆どの漫画家（原作者）は、原作絵のデッドコピーやトレス、切り貼りを好まない。
- できれば**原作絵のデッドコピーは不可**にして、「**キャラと設定だけを使った二次創作活動**」はある程度認められるようなマークが欲しい。

【固定マーク案】



『同人誌即売会の「当日だけ」、
二次創作を黙認しようかな。』

・・・という意思表示マーク。
(無料の「当日版権」みたいな)

- 作者として、二次創作を公式に認めるわけではないが、従来までののような常識的範囲内の活動ならば、当日のみ「黙認」するよ。
- エロでもBLでも、全ジャンルに関して黙認するよ。審査は運営側に任せるよ。
- 紙の同人誌だけだよ。データ（CGや動画）はNGだよ。内容がすぐ分からぬし、改変やコピーが容易だからね。
- 即売会の当日以外は、基本NGだよ。だから同人誌書店も、基本NGだよ。

CV = connivance (黙認, 見て見ぬふりをすること)

【固定マーク案の利点】



- (TPP等によって)著作権侵害が「非・親告罪化」されても、このマークが付いている作品ならば、二次創作同人誌をやっても安全である。
- 雑誌一冊につき、一作品でもコレが付いていれば、他の掲載作品の二次創作同人誌が通報されたとしても、警察は動かない可能性がある。
(同じ雑誌の作者同士は知り合いであることが多いので、後から作者に認可されちゃうと面倒だから。)



するとどうなるか‥?

- 基本的には、今までと同様の二次創作活動ができる。
- 二次創作同人誌の海賊版サイトに対して、同人作家が堂々と訴えることができるようになる。(海賊版対策)
- 例え「非・親告罪化」されなくとも、このマークが存在するだけで、心理的な安心感が得られる。(逆に警察は萎縮する)

【段階的マーク案】

(恒久的)



【レベル1】

デッドコピーでなければ、アニメ化や実写ドラマ化やゲーム化など、勝手にマルチメディア展開してもOK。ただし「作者への報告義務」がある。また作者は「次回展開を制止できる権限」を持つ。報告にはメールを使用する。メールアドレスはマークと同じページに掲示する。



【レベル2】 (現代のレベルに近い)

デッドコピーでなければ、エロでも何でも、二次創作同人誌は全てOK。同人誌書店やDL販売もOK。

ただし、紙やデータを使った「静止画」のみ。動画やゲーム、アニメ化などは認められない。

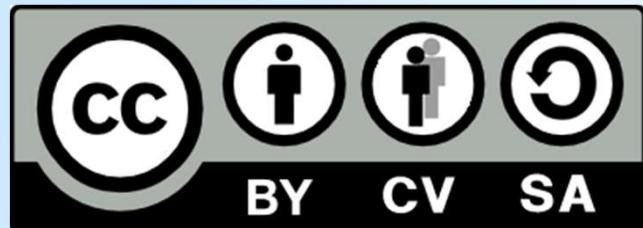


【レベル3】

デッドコピーや原作からの切り貼りでなければ、二次創作同人誌を作つて勝手に儲けてもOK。

ただし直接的なエロや暴力など、原作の掲載誌の基準を超えるような表現は認められない。その判断は、同人作家側とイベント運営側が行う。

【実際のサンプル？】



■ 「表示一黙認一継承」

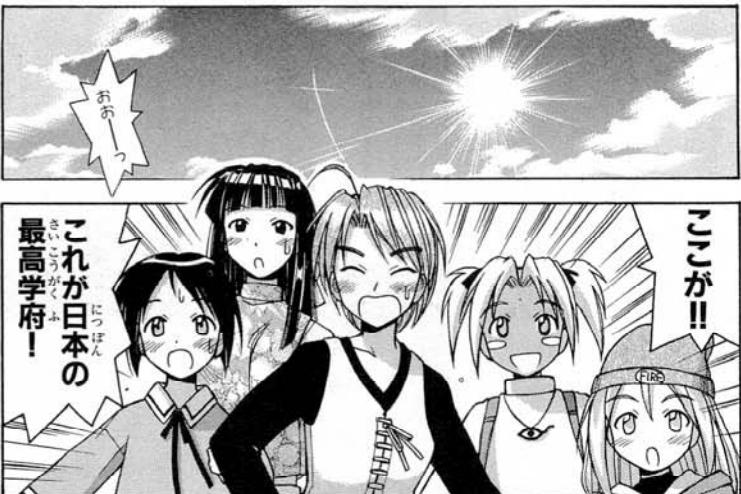
著作権者の表示が必須だが、二次創作は即売会の当日のみこれを黙認する。そして、その薄い本をパロった同人誌も、このライセンスを継承させた上でイベント当日のみ頒布を認める（笑）。



■ 「マルチメディア展開OK」

デッドコピーでなければ、アニメ化や実写ドラマ化やゲーム化など、勝手にマルチメディア展開してもOK。

このマークはTPP等に対する「ディフェンス」的なアイデアだが、同時にロビイングなど「オフェンス」的な活動も行うべきである。総合して「日本の二次創作文化」を継続できれば良い。



「ラブひな」



HINATA.62 サクラサク…か?



←こんな感じでマークが付く

この場合は、作品のクレジットを表示すれば、二次創作同人誌でエロ(or BL)を描いて、勝手に儲けても良い。何か変な感じもするが、実は「現状と同じ」である。